

社会福祉法人 福聚会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福聚会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受けて下記の法人業務を行う場合においても費用を弁償しないものとする。

- (1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償
- (2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附則

この規定は平成29年4月1日から施行する。